



令和7年9月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

法人税更正処分等取消請求事件

口頭弁論終結日 令和7年7月23日

判

決

5

原告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

10

同

同

南 繁 樹

鳥 羽 衛

武 原 宇 宙

井 上 翔 太 郎

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被告

同代表者法務大臣

処 分 行 政 庁

15

被告指定代理人

同

同

20

同

同

国

鈴 木 馨 祐

広 島 西 税 務 署 長

高 木 俊 之

川 端 裕 子

小 埜 寺 信 哉

上 條 み どり

足 立 俊 幸

福 本 翔 平

主

文

1. 広島西税務署長が令和3年2月26日付けでした原告の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度の法人税についての更正処分のうち、

25

並びに同更正処分に伴う過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

2 広島西税務署長が令和3年2月26日付けでした原告の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度の法人税についての更正処分のうち、

並びに同更正処分に伴う過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

3 広島西税務署長が令和3年2月26日付けでした原告の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの課税事業年度の地方法人税についての更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

4 広島西税務署長が令和3年2月26日付けでした原告の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの課税事業年度の地方法人税についての更正処分のうち、

及び同更正処分に伴う過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

5 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要等

1 事案の概要

を目的とする株式会社である原告は、(以下「」という。)のに違反する行為を理由として、のにおいて消費者団体等から集団民事訴訟

を提起されるなどし、同訴訟において成立した和解に基づき、それぞれ和解金を支払った(以下、原告が支払った和解金を総称して「本件各和解金」という。)

原告は、本件各和解金の全額を原告の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度(以下「平成30年3月期」といい、他の事業年度についても同様に表記する。)の所得金額の計算上、損金の額に算入して、法人税及び地方法人税(以下「法人税等」という。)の確定申告をしたところ、処分行政庁から、本件各和解金の額には原告の国外関連者が負担すべき金額が含まれており、同金額は、当該国外関連者に対する寄附金の額に当たるため、租税特別措置法(平成31年法律第6号による改正前のもの。以下「措置法」という。)66条の4第3項の規定によりその全額が損金の額に算入されないなどとして、平成30年3月期及び平成31年3月期(以下、これらの事業年度を併せて「本件各事業年度」という。)の法人税並びに平成29年4月1日から平成30年3月31日までの課税事業年度(以下「平成30年3月課税事業年度」といい、他の課税事業年度についても同様に表記する。)及び平成31年3月課税事業年度(以下、これらの課税事業年度を併せて「本件各課税事業年度」という。)の地方法人税の各更正処分並びにこれらに伴う過少申告加算税の各賦課決定処分(以下、これらを併せて「本件各処分」という。)を受けた。

本件は、原告が、本件各和解金はその全額が原告自身の負うべき損害賠償金としての性質を有するものであり、寄附金に当たる部分はなく、その全額が損金の額に算入されるなどと主張して、本件各処分(ただし、平成30年3月期の法人税の更正処分については[REDACTED]、平成31年3月期の法人税及び平成31年3月課税事業年度の地方法人税の各更正処分については[REDACTED])の取消しを求める事案である。

2 関係法令の定め

関係法令の定めは、別紙1「関係法令の定め」記載のとおりである。なお、

別紙で定める略称等は、以下の本文においても用いる。

3 前提事実（当事者間に争いがないか後掲各証拠（各枝番号を含む。）及び弁論の全趣旨により認められる事実並びに当裁判所に顕著な事実）

(1) 当事者等

5 ア 原告は、[redacted]に設立された、[redacted]
[redacted]を目的とする株式会社であり、[redacted]を主要な製品としてい
る。原告は、後記イ及びウのとおり、[redacted]内にある原告の国外関連者に対
して製品の供給や販売促進等の支援を行っていたが、[redacted]
[redacted]に対して製品を直接販売していなかった。（甲
10 A 4、乙 A 3、6）

イ [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]は、原告の[redacted]事業の[redacted]における再販売拠点として、
15 原告から調達した製品等を主に[redacted]
[redacted]に販売するなどしている。（乙 A 3）

[redacted]は、原告の国外関連者（措置法 66 条の 4 第 1 項）に該当する。
ウ [redacted]（以下、後述する組織変更及び商号変更の
前後を問わず「[redacted]」といい、原告及び[redacted]と併せて「[redacted]
20 [redacted]各社」という。）は、[redacted]に原告と[redacted]
[redacted]（現在の商号は[redacted]
[redacted]である。以下、商号変更の前後を問わず「[redacted]」という。）との
合併により設立された法人である。[redacted]
[redacted]
25 [redacted]
[redacted]
[redacted]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]。(甲A17、乙A3、10、11)

5 [REDACTED]は、原告の[REDACTED]事業の[REDACTED]における製造販売拠点として、自社で製造した[REDACTED]を現地の[REDACTED]
[REDACTED]に販売しており、原告から[REDACTED]を受け、原告に対して[REDACTED]を支払っている。

10 [REDACTED]は、原告の国外関連者（措置法66条の4第1項）に該当する。

エ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] (乙A7)

(2) [REDACTED]について

ア [REDACTED]は、単一の法律ではなく、[REDACTED]
[REDACTED]
20 [REDACTED]といった、複数の法律で構成される法律の総称である（以下、「[REDACTED]
[REDACTED]」といい、[REDACTED]に違反する行為を「[REDACTED]
[REDACTED]違反行為」という。なお、以下、特に断らない限り、[REDACTED]
[REDACTED]違反行為を指す。）。

[REDACTED]は、[REDACTED]により規制されている。（甲C4〔1
25 1頁〕）

イ [REDACTED]違反行為によって営業又は財産に損害を受けた者は、

の規定により、その受けた損害のと適当な弁護士費用を含む訴訟費用の請求をすることができる。（甲C1〔454頁〕）

また、価格協定行為等、共謀者が複数存在する違反行為を請求原因とする損害賠償請求訴訟においては、被告とされた共謀者は、自らが製造販売した製品のみならず、当該協定行為に関与した共謀者全員が製造販売した対象製品全てを基準とし、かかる製品の数量に当該協定行為によって引き上げられた価格相当分を乗じた金額について、損害賠償責任を負担しなければならないことが確定した実務となっている。被告が複数の場合には、損害額全額について、各被告（共謀者）の連帯責任とされ、しかも、損害賠償金を支払った者が他の共謀者に対して求償権を行使することは、判例上、認められていない。このため、結果的には、違反行為に関与し、被告となった共謀者は、自ら製造販売した対象製品のみならず、共謀者全員の対象製品について賠償責任を負担しなければならないとされている。（甲C2〔247～249頁〕、甲C6、7）。

ウ は、違反行為を理由として が提起した において違反の事実を認定された場合、当該判決は、私人が提起する民事訴訟において、 となる旨規定している。このため、

、との専門家の指摘がある。（甲C1〔455頁〕、甲C2〔251頁〕）

エ は、違反行為によって が被害を受けた場合、 に基づき、 の名において、実損額の

を請求する損害賠償請求訴訟を[REDACTED]に提起することができる。

(甲C4 [15頁])

オ [REDACTED]については、[REDACTED]外で行われた行為が[REDACTED]内に影響を
及ぼす場合には当該行為に[REDACTED]を適用するという「域外適用」
が行われている。(甲C11 [307頁])

(3)

ア [REDACTED]

[REDACTED] (甲A7、乙A7)

[REDACTED] (甲A8、22、24)

イ [REDACTED]

[REDACTED] (甲A22)

5

(甲A9、10)

ウ [redacted] について

10

(甲A27、乙A1

2、弁論の全趣旨)

(4) 集団民事訴訟における和解に至る経緯等

ア 集団民事訴訟の提起等

15

前記(3)の [redacted] に起因して、2016 (平成28) 年、原告及び本件違反行為を共謀したとされる原告の競合他社二社 (以下「本件各競合他社」という。) の製造する [redacted] の最終消費者ら (以下「[redacted] 原告団」という。) 及び上記製品の間接購入者である [redacted] (以下「[redacted] 原告団」という。) は、それぞれ、本件違反行為により財産又は営業に損害を受けたと主張して、

20

[redacted] に対し、[redacted] 各社 (原告、[redacted] 及び [redacted]) 並びに本件各競合他社及び本件各競合他社それぞれの関連会社を共同被告として損害賠償等を求める集団民事訴訟 (クラスアクション。以下「本件各民事訴訟」という。) を提起した。 (甲A22、乙A1、2、27)

25

また、[redacted] 各社は、[redacted] (以下、「本件 [redacted] 」といい、[redacted] 原告団及び [redacted] 原告団と併せて「本件

各原告団等」という。)の[]から、本件[]が購入した[]に
[]各社の製造した部品が搭載されており、本件違反行為によ
り本件[]は損害を受けた可能性があると、調査を受け、これにより、
本件[]との間で紛争が生じた(以下、この紛争と本件各民事訴訟とを併
せて「本件各民事訴訟等」といい、本件各民事訴訟等において[]
[]各社が追及された責任を「本件各賠償等責任」という。)

イ 本件各民事訴訟等における和解

(ア) []原告団との和解

原告は、[]、[]原告団との間
で、原告がその責任において[]によ
り支払うこと及びこれにより[]原告団が[]各社につい
て再訴不能な形で訴えを取り下げることなどを内容とする和解合意書
(以下「本件[]和解合意書」という。)を作成し、[]
[]から、その暫定承
認を受けた。(甲A11、乙A14)

[]は、[]
[]、本件[]和解合意書を最終承認する旨の判決を
言い渡し、その後、原告と[]原告団との和解は、30日間の上訴期
間の経過を経て確定した(以下、この和解を「本件[]和解」という。)

(乙A15)

(イ) []原告団との和解

原告は、[]、[]原告団との間
で、原告がその責任において[]によ
り支払うこと及びこれにより[]原告団が[]各社につい
て再訴不能な形で訴えを取り下げることなどを内容とする和解合意書
(以下「本件[]和解合意書」という。)を作成し、[]

、 から、その暫定承認を受けた。(甲A12、乙A16)

は、
、本件 和解合意書を最終承認する旨の判決を言い渡し、その後、原告と 原告団との間の和解は、30日間の上訴期限の経過を経て確定した(以下、この和解を「本件 和解」という。)(乙A17)

(ウ) 本件 との和解

原告は、 、本件 との間で、原告が に対して 、
 に対して をそれぞれ支払うこと及びこれにより 各社が一切の請求から完全に免除されることなどを内容とする和解合意書を作成し、原告と本件 との和解が成立した(以下、この和解を「本件 和解」といい、本件 和解及び本件 和解と併せて「本件各和解」という。)(甲A13)

(エ) 本件各和解の当事者は、原告及び本件各原告団等であり、 や
 は、その当事者になっていなかった。(甲A11～13)

(5) 原告による本件各和解金の支払及び経理処理

ア 本件各和解金の支払

原告は、本件 和解及び本件 和解に基づき、
、 原告団及び 原告団に対する和解金の1回目の支払として、合計 (
 円)を支払い、 、 の支払として、
残額 (邦貨換算額 円)を支払った。

原告は、本件 和解に基づき、
、
本件 に対する和解金の支払として、合計

(邦貨換算額 [redacted] 円) を支払った (以上の [redacted] 原告
団、 [redacted] 原告団及び本件 [redacted] に対する各和解金を合わせたものが本件各
和解金である。) 。（乙 A 1 8）

イ 本件各和解金に係る経理処理

原告は、平成 3 0 年 3 月期において、本件 [redacted] 和解及び本件 [redacted] 和
解に基づく各和解金の合計額 [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted] とした。（乙 A 1 9）

また、原告は、 [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted] し、平成 3 0 年 3 月期は [redacted]

[redacted] については、平成 3 1 年 3 月

期において、 [redacted] した。（乙 A 1 8 ～ 2 0）

以上の経理処理のうち、平成 3 0 年 3 月期におけるものは、次表のとおりである。（甲 A 1）

5

10

ア 確定申告

イ 原告に対する税務調査

15

原告は、処分行政庁に対し、平成31年3月期の法人税及び平成31年3月課税事業年度の地方法人税について、本件調査において指摘された事項の一部を修正し、別表1-2及び1-4の各「修正申告」欄のとおり、修正申告をした。(乙A5)

- 12 -

処分行政庁は、本件調査の結果に基づき、令和3年2月26日付けで、原告に対し、別表1-1から1-4までの各「更正処分等」欄のとおり、本件各事業年度の法人税及び本件各課税事業年度の地方法人税の各更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分（本件各処分）をした。

5 本件各処分のうち本件各和解金に関する部分の理由は、要旨、平成30年3月期については、

10 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

15 [REDACTED]平成30年3月期の所得金額に加算するというものであった。また、平成31年3月期については、

20 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]平成31年3月期の所得金額に加算し、
[REDACTED]
[REDACTED]、所得金額から減算
するというものであった。（甲A1）

25 (7) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告は、[REDACTED]、本件各処分の一部に不服があるとして再

調査の請求をしたところ、再調査審理庁である広島国税局長は、

付けで、当該再調査の請求を棄却する旨の決定をした。(甲A2)

イ 原告は、本件各処分の一部に不服があるとして審査請求をし、本件各和解金のうち国外関連者に対する寄附金に当たる部分の有無等について、本件訴訟におけるのと同様の主張をしたのに対し、処分行政庁は、本件訴訟における被告の主位的主張と同様の主張をした。国税不服審判所長は、付けで、いずれの主張も排斥した上、本件訴訟における被告の予備的主張と同様の理由により、当該審査請求を棄却する旨の裁決をした。原告は、同月18日以降、同裁決に係る裁決書謄本を受領した。(甲A3)

ウ 原告は、令和5年12月18日、本件訴訟を提起した。(顕著な事実)

4 本件各処分の根拠及び適法性に係る被告の主張

被告が主張する本件各処分の根拠及び適法性は、別紙2「本件各処分の根拠及び適法性に係る被告の主張」記載のとおりであり、原告は、後記5の争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法を争わない。

5 争点

本件の争点は、本件各処分の適法性であり、具体的には、本件各和解金のうち、原告の国外関連者に対する寄附金に当たる部分の有無及び金額である。

6 争点に関する当事者の主張

(被告の主張)

(1) 総論

ア 原告は、本件各和解金の全額を原告のとして計上しているところ、原告がに計上した本件各和解金に相当する金額に、措置法66条の4第1項に規定する国外関連者に該当する又はが負担すべき部分があり、これが又はに対する法人税法37条7項に規定する寄附金の額に当たれば、措置法66条の

4第3項の規定により、その部分の金額は、原告の本件各事業年度における所得の金額の計算上、損金の額に算入されない。

5 イ 法人税法37条7項に定める「寄附金」とは、民法上の贈与に限らず、経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的利益の供与をいうものと解すべきであり、ここにいう「経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的利益の供与」とは、金銭その他の資産又は経済的利益を対価なく他に移転する場合であって、その行為について通常の経済取引として是認できる合理的理由が存在しないものを指す。

10 ウ 後記(2)のとおり、本件各和解金は、[redacted]各社が負担すべきものであった。

そして、後記(3)のとおり、本件各和解金のうち[redacted]各社が負担すべき部分について、原告及び国外関連者の各責任に応じて算出すると、原告及びその国外関連者である[redacted]が負担すべきこととなるから、原告が[redacted]に計上した本件各和解金に相当する金額のうち、[redacted]が負担すべき部分の金額（[redacted]円）については、原告の[redacted]に該当せず、原告の国外関連者である[redacted]に対する寄附金の額に当たり、原告の所得金額の計算上、損金に算入されない（主位的主張）。

20 また、仮に、本件各和解金のうち[redacted]各社が負担すべき部分の算出につき、原告及び国外関連者の責任の割合に基づくべきではないと認められる場合には、後記(4)のとおり、本件各和解金は、その支払により、

25 [redacted]としての性質も併せ有していたことに鑑みると、本件各民事訴訟等において共同被告等となっていた原告、[redacted]及び[redacted]が等しく負担すべきであるから、原告が[redacted]に計上した本件各和解金

に相当する金額のうち、[] 及び [] が負担すべき部分の金額（[] 円）については、原告の [] に該当せず、原告の国外関連者である [] 及び [] に対する寄附金の額に当たり、原告の所得金額の計算上、損金に算入されない（予備的主張）。

エ 以上によると、主位的主張と予備的主張のいずれからしても、本件各処分は、別紙2「本件各処分の根拠及び適法性に係る被告の主張」のとおり、適法である。

(2) 本件各和解金は、[] 各社が負担すべきものであったこと
本件各民事訴訟の提起及び本件各和解に至る経緯等からすれば、本件各民事訴訟等における各請求には理由があるから、[] 各社は、連帯して本件各賠償等責任を負っていたと認められる。

そして、本件各和解金は、[] 各社が負っていた本件各賠償等責任に係る賠償金等の一部を支払うことで、[]
[] であったと認められるから、[] 各社が負っていた本件各賠償等責任に係る賠償金等の金額は、本件各和解によって、本件各和解金の額に具体化されて確定するとともに、[] 各社の責任に応じた損失となった。

したがって、本件各和解金は、[] 各社が負担すべきものであったと認められる。

(3) 原告が [] に計上した本件各和解金に相当する金額のうち、[]
[] が負担すべき部分である [] 円は、原告の []
[] に該当せず、原告の国外関連者である [] に対する寄附金に該当すること（主位的主張）

ア []
[] と認められ、かかる []

額のうち [REDACTED] が負担すべき部分を原告が負担することには、通常の経済取引として是認できる合理的理由は存在しない。

したがって、原告が [REDACTED] に計上した本件各和解金に相当する金額のうち、 [REDACTED] が負担すべき部分に相当する金額は、原告の [REDACTED] には該当せず、 [REDACTED] に対する寄附金（法人税法37条7項）に該当する。

ウ 原告及び [REDACTED] がそれぞれの責任に応じて負担すべき金額は、原告及び [REDACTED] が [REDACTED] 違反行為によりそれぞれ利益を得ていることから、それぞれが得た利益に応じて算定するのが合理的である。

10

15

20

25

5

10

15

20

25

[REDACTED]

(なお、前記(2)のとおり、[REDACTED]
[REDACTED]各社は、連帯して本件各賠償等責任を負っていたが、[REDACTED]は、
[REDACTED]から[REDACTED]を受けておらず、[REDACTED]
違反行為による利益があったとは認められないから、被告の主位的主張に
おいては、本件各和解金のうち[REDACTED]がその責任に応じて負担すべき部
分は[REDACTED]となる。)

エ 確かに、[REDACTED]の下では、共謀者間の求償権が判例上認めら
れていないが、この不都合を回避するために判決共同負担契約（法律上認
められない求償権を共同被告間の契約によって認めるもの）が締結される
ことがあることなどからすると、事後に求償することはできないとしても、
各共謀者の責任割合ないし負担部分を観念することはできるというべき
である。

そして、原告及び[REDACTED]がその責任割合ないし負担部分に基づい
て本件各和解金の各支払額を定め、あるいは、原告が本件各和解金の全額
を支払うこととしつつ、原告と[REDACTED]との間で、その責任割合ない
し負担部分に基づいて原告が[REDACTED]に求償する旨の合意をした上
で求償することはできたのであり、このような場合であれば、経済的利益
の移転はなかったといえることに照らすと、原告が支払った本件各和解金
のうち[REDACTED]の責任割合ないし負担部分については、経済的にみて、
原告が[REDACTED]に対価なく経済的利益を移転したものであるといえることが
できる。

オ 以上によれば、

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] に

該当する。

そして、当該寄附金の額は、措置法66条の4第3項により、原告の本
件各事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入されない。

- (4) 原告が [REDACTED] に計上した本件各和解金に相当する金額のうち、
[REDACTED] 及び [REDACTED] が負担すべき部分である [REDACTED] 円
は、原告の [REDACTED] に該当せず、原告の国外関連者である [REDACTED] 及び
[REDACTED] に対する寄附金に該当すること（予備的主張）

ア 本件各和解の内容に加え、

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] と解することができる。

- イ 原告が本件各和解金を支払うことにより、本件各民事訴訟等が終局的に
終了するなどの効果は、原告のみならず、本件各民事訴訟等において共同
被告等となっていた、[REDACTED] 及び [REDACTED] にも等しく及ぶものであ
る。そして、本件各民事訴訟等からの終局的な解放には経済的利益がある
ところ、原告の出捐により、[REDACTED] 及び [REDACTED] が無償で上記経済

的利益を得た一方、原告は、本件各和解金の全額を負担したものであり、上記経済的利益の対価を得ることができないから、これにより、原告は、経済的利益を対価なく [] 及び [] に移転したといえる。

そして、前記(3)イで主張したとおり、原告が本件各和解金の全額を負担することには、通常の経済取引として是認できる合理的理由は存在しない。

したがって、原告が [] に計上した本件各和解金に相当する金額のうち、 [] 及び [] が負担すべき部分に相当する金額は、原告の [] には該当せず、 [] 及び [] に対する寄附金（法人税法37条7項）に該当する。

ウ 原告が本件各和解金を支払うことにより生じる、本件各民事訴訟等が終局的に終了するという効果は、本件各民事訴訟等の共同被告等になっていた [] 各社に等しく及ぶこと（前記イ）、本件各和解に至る経緯において、 []

[]
[]
[] が合理的である。

エ 以上によれば、原告が [] に計上した本件各和解金に相当する金額のうち、 [] 及び [] が負担すべき部分は、本件各和解金の額 [] 円から支払に伴う [] を加減算した残額である [] 円から、原告が負担すべき [] に相当する金額である [] 円を控除した金額 [] 円である。この金額は、原告の [] には該当せず、原告の国外関連者である [] 及び [] に対する寄附金（法人税法37条7項）に該当する。

そして、当該寄附金の額は、措置法66条の4第3項の規定により、原告の本件各事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入されない。

(原告の主張)

- (1) 原告は本件各和解金の全額について法的な支払義務を負っていたこと

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5

10

以上の経緯や法的背景からすれば、本件各和解の実質は、[REDACTED]に基づいて原告自身が負う損害賠償義務を具体化したものであり、その金額も過大なところはなく、その全額について原告が確定的に負担すべきものであった。しかも、他の者に対する求償権は生じないため当該損害賠償義務が縮減されることはなく、その全額の支払は原告固有の義務であった。

15

- (2) 「寄附金」とは、支出する法人からみた「無償の支出」であるところ、原告による本件各和解金の支払は、全額が[REDACTED]上の義務に基づくものであって「無償の支出」ではないこと

ア 寄附金の損金不算入の趣旨からすれば、寄附金とは、法人の支出であって、支出を行う法人の立場からみて「無償の支出」であり、かつ通常の経済取引として是認できる合理的理由が存在しないものを指すと解すべきである。

20

後記(3)のとおり、本件各和解金に[REDACTED]の「負担すべき部分」があったとはいえないが、仮に、[REDACTED]の「負担すべき部分」があったとしても、[REDACTED]

25

[REDACTED]

[REDACTED]

といえる部分はない。

また、本件各和解は、

として確定したもの
にすぎず、

ではない。そして、本件各和
解に基づく本件各和解金の支払は、

ということとはできない。

イ 「無償の支出」であるか否かは、当事者にいかなる義務がどの範囲で生
じているかで判断すべきであり、本件では、原告に本件各和解金の支払を
命じている によって判断すべきである。

本件において、 は、 の購入者（需要者）が不当につり上
げられた価格で商品を購入していることによって の国益が害されて
いると考え、原告と本件各競合他社との間で行われた違反行為（価格調整）
を直接に問題としているのであり、 の域外適用により、
中核的な合意（カルテル）を行った原告を対象として訴追の対象としたの
である。そして、 に基づく損害賠償責任は、共同違反者
への求償権が認められておらず、そもそも各責任に応じた「負担すべき部
分」を想定することができない点で、我が国民法上の共同不法行為とは著
しく異なっているのであって、 の「負担すべき部分」を観念
する余地はない。

本件各和解は、原告による 違反行為を基礎とするもの
であり、 によって与えられる法的効果を前提としたもの

であった。そうである限り、本件各和解に基づく支払義務は、
上の損害賠償義務としての性格を有し、それを支払った原告には、
に対する求償権は与えられず、本件各和解金が減じられる根拠はない。

したがって、本件各和解金は、その全額が「無償の支出」に該当しない。

- (3) の本件各原告団等に対する本件各賠償等責任は、抽象的な可能性にすぎず、の「負担すべき部分」を基礎付けるに足りる確実性を有しないこと

ア 違反行為について、によるを受け
たのは原告のみであって、はを受けていないから、
が違反行為を行ったことは何ら確定して
ない。に違反する行為に関する責任の有無及び軽重は、
の執行機関であるとの判断を尊重すべきであり、
が十分な資料と時間を費やした検討の結果、原告と
に対して異なる取扱いをした以上、民事訴訟においても原告と
に対する法的評価が異なるのは自然である。

イ はを受けていないため、本件各民事訴訟にお
いての推定規定の適用を受けないから、本件各原告団等
は、違反行為や損害・因果関係等を一から主張立証しな
ければならず、が民事責任を争うことは相応に可能であった。
そのため、本件各民事訴訟において、仮に本件各和解がされなかったとす
れば、原告団又は原告団がに対して公開法廷で
の事実審理（トライアル）まで訴訟を追行した可能性は低いから、
が敗訴判決を受けた可能性も同様に低い。したがって、
が本件各賠償等責任を負っていたことを前提とすることはできない。

- (4) 仮に、本件各和解金にの「負担すべき部分」があったとして

も、[REDACTED]で
あるか、又は負担させることで和解のタイミングが遅れて原告の最終的な負
担額が本件各和解金を上回った可能性が十分にあるから、原告が自己の負担
すべき部分を超えて「無償の支出」をしたとはいえないこと

5 ア [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]。当時の状況において、損害賠償金の一部を [REDACTED]
[REDACTED] に負担させるという選択肢は現実には存在していなかったから、その分
10 ついて原告が「無償の支出」を行ったということはできない。

イ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]。原告が [REDACTED]
に「負担すべき部分」の分担を求めた場合に生じ得る [REDACTED]
15 [REDACTED] を考慮すると、本件各和解金の額は、 [REDACTED]
[REDACTED] に一部を負担させた場合の原告の最終的な負担額を上回ること
はないといえる。したがって、本件各和解金の額は、原告が本件各賠償等責
任の分担額として支払うべきであった金額の最低額であり、 [REDACTED]
に「負担すべき部分」を負担させなかったことにより原告の支出額が増加
20 した（必要のない支出を行った）とはいえないから、支出を行う原告の立
場からみて、本件各和解には「無償の支出」は含まれない。

(5) 原告が受領した [REDACTED] の総額をもって原告が負担すべき部分である
旨の被告の主位的主張は誤りであること

原告が [REDACTED] から得た [REDACTED] の額は、原告と [REDACTED] の
25 違法性や寄与度には関係せず、原告が負担すべき部分の算定根拠として合理
性がない。

本件各処分は、本件各和解金の額のうち、[]の額のみを原告の負担部分としたため、原告の負担部分が[]、[]の負担部分が[]となり、[]が原告の[]の負担を負うものとされている。仮に、被告の主張を前提として、「[]も負担すべき部分があった」としても、原告こそが[]違反行為を主導した事実があり、原告のみが[]を受けたという[]の判断からすれば、上記配分が不合理であることは明白である。

(6) 本件各和解金は「解決金」であるから[]である旨の被告の予備的主張は誤りであること

本件各和解金の支払義務は、[]違反行為という事実に対して[]を適用した結果としての損害賠償義務を基礎とするものである。原告と、[]及び[]の間には、事実関係及び推定規定の適用の有無という点で重大な差異が存在しているにもかかわらず、そのような差異を無視して、原告、[]及び[]が本件各和解金を[]して負担すべきという被告の主張は、失当である。

また、被告の予備的主張を前提とすれば、[]違反行為に全く関与していない[]も、本件各和解金の額の[]に相当する[]円を負担すべきであったことになる。[]は[]違反行為に一切関与しておらず、和解の基礎となる損害賠償債務が存在しないことが見込まれるにもかかわらず、[]から、被告の予備的主張が荒唐無稽であることは明らかである。

(7) 小括

したがって、本件各和解金には、原告の国外関連者である[]や[]に対する寄附金に当たる部分はない。本件各処分は、違法である。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件違反行為に係る [] の経過

ア

[]
[]
[]
[]

(甲A22)

イ

[]
[] (前提事実(3)イ)
[]
[]
[]
[]

(甲A9、乙A23)

[]
[]

(前提事実(3)イ、甲A10)

ウ

[]
[]
[]
[]

(前提事実(3)ア、

ウ、甲A22、24、乙A14、弁論の全趣旨)

(2) 本件各民事訴訟の経過等

ア

[REDACTED]

5

(前提事実(4)ア、甲A22、28、乙A27)

イ

[REDACTED]

10

(甲A18、23、29、乙A22)

[REDACTED]

15

(甲A23、乙A22)

[REDACTED]

20

25



[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5

10

[REDACTED] (甲A19、22～24、乙A24～26、弁論の全趣旨)

ウ 本件各民事訴訟の担当裁判官は、[REDACTED]、
和解による解決を促すため、[REDACTED] 判事(以下「[REDACTED] 判事」という。)を和解促進役に選任した。その後、[REDACTED] 判事が主催した調停期日には、本件[REDACTED] の [REDACTED] も参加した。(乙A27)

15

エ [REDACTED] 判事は、調停期日におけるやり取りを踏まえ、[REDACTED]、
[REDACTED]、①原告が、[REDACTED] 原告団及び [REDACTED] 原告団に対する和解金として総額 [REDACTED] を [REDACTED] により支払うこと、②原告が、本件 [REDACTED] に対する和解金として総額 [REDACTED] を支払うことなどを内容とする調停案(以下「本件調停案」という。)を提示した。本件調停案において、[REDACTED] 及び [REDACTED] は和解の当事者とはなっておらず、上記①及び②のとおり、和解金の支払者は、原告のみとされていた。(甲A28、乙A27)

20

25

オ [REDACTED]

[REDACTED]

5

10

15

20

25

[REDACTED]

(乙A26、27)

(7) 本件調停案に対する [REDACTED] の分析

a [REDACTED] 原告団及び [REDACTED] 原告団に対する和解金等について

[REDACTED]

5

10

15

20

25

(イ) [redacted] の分析を前提とする評価

a

b

5
c 以上を踏まえると、原告が本件調停案の内容に従った和解をすることは、不合理・不適切ではないと考えられる。そして、取締役の判断の前提となる事実の認識に不注意な誤りがあることをうかがわせる事情は確認されていないし、意思決定プロセスについて判断の形成過程として著しく不合理・不適切な点があるとは認められない。

よって、

10
と考慮される。

カ

15
(乙A27)

キ 原告は、及び
、本件調停案で示された和解金額のとおり、本件各和解をした。本件調停案と同様、本件各和解の当事者は、原告と原告団、原告団又は本件のみであり、和解金の支払義務を負うのは原告のみとされた。なお、本件和解において、和解金のうち、いかなる部分もを構成しない旨の条項が盛り込まれている。(前提事実(4)イ、甲A11～13、乙A26)

2 本件各和解金のうち、原告の国外関連者に対する寄附金に当たる部分の有無及び金額について

(1) 寄附金の意義について

25 法人税法37条1項は、法人が各事業年度において支出した寄附金の額の合計額のうち一定の金額を超える部分の金額は、当該法人の各事業年度の所

得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を定めるところ、この寄附金の額について、同条7項は、どのような名義をもってするかを問わず、法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする旨を、同条8項は、法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額を含むものとする旨を、それぞれ定めている。

ここで、法人税法が一定の金額を超える寄附金の額を損金の額に算入しないものとする制度を設けているのは、法人が支出した寄附金の全額を無条件で損金の額に算入するとすれば、国の財政収入の確保を阻害するばかりではなく、寄附金の出捐による法人の負担が法人税の減収を通じて国に転嫁され、課税の公平上適当でないことから、これを是正することにあると解される。他方で、法人が支出する寄附金には、それが法人の収益を生み出すのに必要な費用としての側面を有するものもあり、当該支出が費用の性質を有するか、又は利益処分の性質を有するかを客観的に判定することは困難であるため、法人税法は、行政的な便宜及び公平の維持の観点から、統一的な損金の額に算入することができる金額の限度額を設け、寄附金のうちその限度額の範囲内の金額を費用として損金の額に算入することを認め、それを超える部分の金額を損金の額に算入しないことにしたものと解される。

以上のような一定の金額を超える寄附金の額の損金不算入の制度の趣旨並びに同条7項及び8項の規定の内容からすれば、同条7項に定める「寄附金」とは、民法上の贈与に限らず、経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的な利益の供与をいうものと解すべきであり、ここにい

う「経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的な利益の供与」とは、金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転する場合であって、その行為について通常のエconomic取引として是認することができる合理的な理由が存在しないものを指すものと解するのが相当である。

- 5 (2) 本件各和解の形式からみて、本件各和解金の支払は原告自身の債務の履行にほかならず、原告がその国外関係者に対して経済的利益を移転させるものではないこと

本件各和解において、その当事者は原告と [] 原告団、 [] 原告団又は本件 [] のみであり、和解金の支払義務を負うこととされているのは原告のみであった（前提事実(4)イ、認定事実(2)キ）。

10 そうすると、原告は、本件各和解に基づき、本件各和解金の全額について支払を義務付けられていたと認められるから、原告が本件各和解金の全額を支払うことは、本件各和解に基づく原告自身の義務の履行にほかならないといふべきであり、本件各和解により [] や [] といった原告の国外関係者に対して経済的利益を移転したものではないと認められる。

- 15 (3) 本件各和解の内容が、原告の本来負うべき債務の範囲を超えて原告に支払義務を負担させるものではなく、また、原告がその国外関係者に対して経済的利益を移転させるものでもないこと

ア 原告は、 []

20 []
[]
[]
[]

と認められる。また、そうである以上、原告は、個別訴訟の提起も辞さないとする本件 [] との間においても（認定事実(2)オ(ア) b 参照）、本件違反行為による責任を争うことは極めて困難であったと認められる。

そして、[redacted]の規定によると、[redacted]違反行為
によって損害を受けた者は、実損額の[redacted]と適当な弁護士費用を含む訴
訟費用を請求することができ、しかも、実務上、[redacted]違反行
為を請求原因とする損害賠償請求訴訟において被告とされた共謀者は、自
らが製造販売した製品のみならず、共謀者全員の製造販売した対象製品全
てを基準とした損害賠償責任を連帯して負担しなければならないところ
(前提事実(2)イ)、本件司法取引において、[redacted]

[redacted]とされていたこと(認定事
実(1)イ)、この金額は、[redacted]の売上金額にすぎず(乙A23、2
9)、本件各競合他社の売上金額を含むものではなかったこと、[redacted]
[redacted]の集団民事訴訟において、大部分の被告は、[redacted]
[redacted]との分析があること(認定事実(2)オ
(7) a。なお、[redacted]によれば、
[redacted]
[redacted]も踏まえると、[redacted]
[redacted]
[redacted]と認められる。

本件各和解は、上記のとおり、[redacted]及びこれに基づく実務
の下で、原告が本件違反行為に関与したことに基づく極めて巨額の損害賠
償責任を負うことを避けられない状況で締結されたものである。そして、
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5 [REDACTED]に加え、本件各競合他社の動向や本件各原告団等の和解による解決のインセンティブ等といった後記(5)の事情をも総合すると、原告は、本件調停案を受け入れて本件各和解をするとの選択をしなかった場合、より高額 of 損害賠償金を支払わなければならない事態に至った蓋然性が相当程度高かったものと認められる。

10 以上に加え、[REDACTED]違反行為に基づく損害賠償債務は、共謀者間の連帯責任とされており、しかも、損害賠償金を支払った者が他の共謀者に対して求償権を行使することは認められていないから（前提事実(2)イ）、仮に、原告以外の者が本件違反行為に基づく損害賠償責任を原告と連帯して負っていたとしても、そのことは、原告の負う支払義務を縮減させるものではないこと、被告も、原告の支払った本件各和解金の額が、原告が本来負っている損害賠償債務の額よりも高い金額であったという主張はしていないこと（弁論の全趣旨）をも勘案すると、本件各和解金の額は、[REDACTED]に基づいて原告が本来負うべき損害賠償債務の範囲を超えるものではなかったと認めるのが相当である。

15
20 イ ところで、本件各和解は、本件各賠償等責任に係る賠償金等の一部を支払うことで、その余の賠償金等を含む一切の請求等を免除し、本件各民事訴訟等を終結させるものであったと認められるから（前提事実(4)イ、認定事実(2)キ、甲A11～13）、本件違反行為に基づく本件各賠償等責任に係る賠償金の金額は、原告が本来負うべき損害賠償債務の範囲内で（前記ア）、本件各和解によって、本件各和解金の額に具体化されて確定したものと認められる。

25 そして、[REDACTED]違反行為に基づく損害賠償金を支払った者が

他の共謀者に対して求償権を行使することは認められていないこと（前提事実(2)イ）を踏まえると、原告が支払った本件各和解金の全部又は一部について、[redacted]を始め、他の者から回収する法的手段はなく、その支払は終局的なものとして確定したといえる。

5 以上に加え、そもそも、[redacted]違反行為に基づく損害賠償債務は、共謀者間の連帯責任とされていることを勘案すると、原告と本件各原告団等との間で成立した本件各和解において原告が支払うべきとされた和解金の額は、まさに、本件違反行為によって原告自身が本件各原告団等に対して支払うべき損害賠償金の額そのものであり、これについて、[redacted]
10 [redacted]や[redacted]が負担すべき部分を具体的に観念することはできないといわざるを得ない。

そして、我が国における共同不法行為（民法719条）と異なり、[redacted]
[redacted]の下においては、上記のとおり、損害賠償金を支払った者が責任割合に応じて他の共謀者からこれを回収する法的手段はないのであるから、原告が[redacted]や[redacted]に対し、本件各和解金の全部又は一部の負担を求めないことをもって、[redacted]や[redacted]に対する求償権を放棄したとか、その債務を肩代わりしたなどということとはできない。

ウ [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

5

10

15

20

25

しかしながら、共同不法行為を行ったとされる者が被害者に対して損害賠償責任を負うか否かと、その者が他の共同不法行為者との間でどのように責任を分担するかは別の問題である上、本件各賠償等責任に係る賠償金の金額は、原告が本来負うべき損害賠償債務の範囲内で、本件各和解によって、本件各和解金の額に具体化されて確定したものであることからすると（前記イ）、[REDACTED]が本件各原告団等に対して損害賠償責任を負っているとしても、そのことから直ちに、本件各和解金の中に[REDACTED]が本来負担すべき部分があると即断することはできない。

そして、[REDACTED]

[REDACTED]（甲A14、22、23、乙A13）。

以上に加え、前記アのとおり、本件各和解金の額は、[REDACTED]に基づいて原告が本来負うべき損害賠償債務の範囲を超えるものではなかったと認められること、本件各和解金のうち[REDACTED]は[REDACTED]又は[REDACTED]及び[REDACTED]が負担すべき旨の被告の主張に理由がなく（後記3及び4）、本件記録を精査しても、本件各和解金のうち[REDACTED]や[REDACTED]が「本来負担すべきであった部分」を具体的に認定する

に足りる証拠がないことをも勘案すると、仮に、実体法的にみて、本件各賠償等責任のうち一部について、本来、原告だけでなく [] も負担をしなければならないものであったとしても、原告が本来負うべき損害賠償債務の範囲内で本件各賠償等責任を具体化した本件各和解金の額が、原告が本来負担すべき損害賠償金の額を超えているとは認められない。

そうすると、かかる点からみても、本件各和解金について、[] や [] が負担すべき部分があるとは認められない。

エ 以上によれば、原告は、[] に基づき原告が本来負うべき損害賠償責任の範囲内で、原告自身の債務として、本件各和解により損害賠償金（和解金）の支払債務を確定的に負ったものであり、本件各原告団等との関係はもとより、[] や [] といった原告の国外関連者との関係においても、法的にみて原告が本来負うべき債務の範囲を超えて支払義務を負担したのではなく、また、本件各和解により上記各国外関連者に対して経済的利益を移転したものでないとは認められる。

(4) [] が損害賠償債務を免れたことをもって原告が経済的利益を [] に移転したとはいえないこと

ア 本件各和解は、本件各賠償等責任に係る賠償金等の一部を原告が支払うことで、その余の賠償金等を含む一切の請求等を免除し、本件各民事訴訟等を終結させるものであったから（前記(3)イ）、[] は、これにより、本件各原告団等に対して負担していたと思われる損害賠償債務（前記(3)ウ）を免れるという経済的利益を得たといえることができる。しかも、[] は、上記のとおり損害賠償債務を免れ、経済的利益を得るに当たり、原告に対して何らかの対価を支払ったものではないから（争いが無い。）、これを原告に着目して見れば、原告は、[] から対価を得ることなく、本件各原告団等に対して本件各和解金を支払ったものであり、この結果、[] は経済的利益を得たともいえる。

イ しかしながら、前記(2)及び(3)のとおり、原告は、[REDACTED]に基づき原告が本来負うべき損害賠償責任の範囲内で、原告自身の債務として、本件各和解により損害賠償金（和解金）の支払債務を確定的に負ったものであり、法的にみて原告が本来負うべき債務の範囲を超えて支払義務を負担したものではなく、本件各和解金につき、[REDACTED]が負担すべき部分を具体的に観念することはできないこと、そもそも、原告は、本件各和解に基づく原告自身の義務の履行として、本件各和解金を全額支払ったものであり、これにより原告が上記のとおり法的責任を負っている債務が消滅したものであって、対価なく支払ったものではないことからすると、原告が本件各和解金の支払に際し、[REDACTED]から対価を受けなかったからといって、法的にみても、経済的にみても、原告には、[REDACTED]が受けた上記経済的利益に対応する経済的損失（出捐）は存在せず、原告が、何らかの経済的利益を[REDACTED]に移転したものとみることはできない。

なお、この点は、共同不法行為者の負担部分を観念することが可能な、我が国の民法719条に基づき共同不法行為責任を負う者の間においても同様であり、共同不法行為者のうち一社が行った被害者に対する弁済は、他社の負担部分について当然に当該他社に対する寄附金となるのではなく、その後に行われた当該他社に対する求償権の不行使や放棄等について、寄附金該当性が問題となるにすぎない。

(5) 仮に、原告が本件各和解をして本件各和解金を支払ったことが経済的利益の移転に当たるとしても、このことについて通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在しないとはいえないこと

ア [REDACTED]の下では、損害賠償金を支払った者が他の共謀者に対して求償権を行使することは認められていないから（前提事実(2)イ）、一般論としては、これを利用して、[REDACTED]違反行為をした共謀者間において、およそ自社に責任のない部分の損害についても賠償するなど、

通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在しないような恣意的な内容の和解をするなどして、経済的利益を移転させ、租税回避行為を行うことも考えられないではない。

しかしながら、本件において、原告が本件調停案を受け入れて本件各和解をしたことは、以下に述べるとおり、法的にみても、経済的にみても、十分な合理的理由があったものであり、仮に、原告が本件各和解金を支払ったことが経済的利益の移転に当たるとしても、このことについて、通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在しないなどということとはできない。

イ すなわち、原告は、本件各和解に先立ち、
の下で、本件違反行為による責任を争うことは極めて困難であって、
を踏まえるなどした、
極めて巨額の損害賠償責任を負うことを避けられない状況であったところ
(前記(3)ア)、

と
されていることに照らしても、原告に相当程度有利な内容であった。また、

であった (前記(3)ア)。そして、原告は、上記の内容で本件各民事訴訟を解決することにより、
における民事訴訟の最も大きな部分を処理することができ、かつ、

により、問題の収束を図ることができると思込まれていた (認定事実(2)オ(7) a 参照)。

また、本件調停案において、和解金の支払義務者は原告のみとされており、[REDACTED]は支払義務者とされていなかったが（認定事実(2)エ）、原告は[REDACTED]の親会社であることからすると、必ずしも不合理なものということとはできない。しかも、[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]とは認め難い。そうすると、

仮に、本件各和解に先立ち、原告が和解金の支払について何らかの負担を[REDACTED]に対して求めた場合、原告と[REDACTED]との交渉が長期化し、これに伴い、原告と本件各原告団等との和解交渉も長期化することはほぼ確実であったといえることができる。そして、原告が[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]である（認定事実(2)オ、甲A28）。当時、本件各競合他社のうち一社及びその関連会社に対する本件各民事訴訟は和解により解決済みであったが、残りの一社及びその関連会社に対するものは係属中であることなど（乙A26、27、弁論の全趣旨）、本件の事実関係を勘案すると、[REDACTED]の弁護士による上記指摘に不合理なところは見当たらない。以上の事情を総合すると、原告にとって、本件各民事訴訟等の解決が遅れば、上記のような不利益が実際に生ずる蓋然性があり、本件各民事訴訟等の長期化そのものが原告にとっての重大なリスクであったといえることができる。さらに、[REDACTED]
[REDACTED]

5 [redacted]を行っており（認定事実(2)イ）、
仮に、本件各和解金についての何らかの負担を原告が [redacted] に対し
て求めた場合、 [redacted]
[redacted] されるなど、深刻な影響が出るリスクがあったと認めら
れる（甲A22、23、乙A25）。

そして、 [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

10 [redacted]（前提事実(2)ウ）に照らし
ても、本件有罪判決を受けていた原告が本件各民事訴訟を和解により解決
することは、何ら不自然なものではない。しかも、本件各和解は、和解促
進役に選任された [redacted] 判事が提示した本件調停案の内容に従ったも
のである上、その内容は、親会社のみが責任を負う点を含め、 [redacted] 原告
15 団が既に行った他社（本件各競合他社のうち一社）との和解の内容をベー
スにしたものであるとの指摘もあるのであって（乙A26）、原告が専ら
税負担を抑えるなどのために恣意的に内容进行操作したものではない。

さらに、原告は、以上のような諸事情を勘案し、 [redacted]
20 [redacted]
[redacted] したものであって（認定事実(2)オ、カ）、その判断過
程をみても、およそ不合理なものとはいえない。

25 以上に加え、本件各和解金の額は、 [redacted] に基づいて原告が
本来負うべき損害賠償債務の範囲を超えるものではなかったこと（前記(3)）
に照らしても、原告が本件調停案を受け入れて本件各和解をしたことにつ
き、法的にみても、経済的にみても、十分な合理的理由があったといえる

から、これについて、通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在しないなどということとはできない。

(6) 小括

以上によれば、原告が本件各和解をして本件各和解金を支払ったことについて、経済的利益を対価なく移転したものとはいえないし、仮に、原告が本件各和解金を支払ったことが経済的利益の移転に当たるとしても、このことにつき通常の経済取引として是認することができる合理的理由が存在しないものということとはできないから、これをもって、原告の国外関連者に対する寄附金（法人税法37条7項）と認めることはできない。

そして、法人がその業務の遂行に関連して他の者に与えた損害につき損害賠償金の支払をする場合にその損害賠償金が損金の額に算入されることについては当事者間に争いがないところ、本件各和解金は、その全額が、原告が本件各原告団等に対して支払うべき損害賠償金の性質を有しており（前記(3)）、しかも、平成30年3月期に賠償すべき額が確定しており、あるいは少なくとも、支払の相手方である本件各原告団等に対して申し出ているから（前提事実(4)イ、認定事実(2)キ。法人税基本通達2-2-13参照）、平成30年3月期における原告の所得の金額の計算上、本件各和解金は、その全額が原告の損金の額に算入されるというべきである。

3 被告の主位的主張について

(1)ア 被告は、① [] 及び [] の従業員が行った [] 違反行為は、[] として行ったものであり、その責任を [] が負うから、本件各賠償等責任の金額には、[] がその責任に応じて負担すべき部分があったとした上、②本件各和解金には [] が負担すべき部分が含まれていたにもかかわらず、 [] が負担すべき部分までも原告が負担したことは、経済的利益を対価なく [] に移転するものであり、このことにつき通常の経済取引として

是認できる合理的理由は存在しないから、本件各和解金に相当する金額のうち原告が負担すべきではない部分は、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当するとし、③原告及び[REDACTED]がそれぞれの責任に応じて負担すべき金額は、原告及び[REDACTED]が[REDACTED]違反行為により得た利益に応じて算定するのが合理的であり、本件各和解金のうち原告が負担すべき部分は、[REDACTED]とするのが相当であるなどとして、本件各和解金のうち[REDACTED]円については[REDACTED]に対する寄附金に該当する旨主張する。

イ しかしながら、①前記2(3)で説示したとおり、[REDACTED]が本件各原告団等に対して損害賠償責任を負っているとしても、そのことから直ちに、本件各和解金の中に[REDACTED]が本来負担すべき部分があると即断することはできないし、原告が本来負うべき損害賠償債務の範囲内で本件各賠償等責任を具体化した本件各和解金の額が、原告が本来負担すべき損害賠償金の額を超えているとも認められない。なお、被告は、[REDACTED]が原告との関係で損害賠償責任を負担することの根拠として、[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]。

また、②前記2(5)で説示したとおり、原告が本件調停案を受け入れて本件各和解をしたことは、法的にみても、経済的にみても、十分な合理的理

由があったものであり、仮に、原告が本件各和解金を支払ったことが経済的利益の移転に当たるとしても、このことについて、通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在しないなどということとはできない。

5 さらに、③ [REDACTED] 違反行為に関与した程度が同程度の共謀者間においては、市場シェア等（甲C3参照）に従って負担割合を合意することがあり得るとしても、対等な共謀者間における関係と、本件のような親会社と子会社の関係とでは状況が異なるから、同列に論ずることは相当でない。被告は、単に、原告及び [REDACTED] が本件違反行為により利益を得ていたということのみから、原告及び [REDACTED] がそれぞれの責任に応じて負担すべき金額は、原告及び [REDACTED] が [REDACTED] 違反行為により得た利益に応じて算定するのが合理的であるなどと主張しており、およそ採用することができない（なお、かかる主張は、裁決行政庁によっても明確に否定されている。前提事実(7)イ）。また、被告は、原告及び [REDACTED] が [REDACTED] 違反行為により得た利益に応じて算定するのが合理的であると主張しているが、 [REDACTED] が得た利益が [REDACTED] 円であることを何ら論証していない（ [REDACTED]

10
15
20 [REDACTED]）。被告は、原告が負担すべき部分を（税負担の観点から）原告に最大限有利に解するとすれば、原告が [REDACTED] から得た [REDACTED] の総額が、原告が [REDACTED] 違反行為により得た利益であるなどというが、そのように「原告に最大限有利に」解してもなお、原告が負担すべき部分が本件各和解金の [REDACTED] にとどまるというのは、そもそもの立論が誤りであることの証左であるといわざるを得ない（このことは、被告の予備的主張についても同様である。）。

被告の前記アの主張は、採用することができない。

(2)ア また、被告は、① [REDACTED] の下において、共謀者間の求償権が判例上認められていないことの不都合を回避するために判決共同負担契約が締結されることがあることなどからすると、事後に求償することはできないとしても、各共謀者の責任割合ないし負担部分を観念することはできるとした上、②原告及び [REDACTED] がその責任割合ないし負担部分に基づいて本件各和解金の各支払額を定め、あるいは、原告が本件各和解金の全額を支払うこととしつつ、原告と [REDACTED] との間で、その責任割合ないし負担部分に基づいて原告が [REDACTED] に求償する旨の合意をした上で求償することはできたのであり、このような場合であれば、経済的利益の移転はなかったといえることに照らすと、③原告が支払った本件各和解金のうち [REDACTED] の責任割合ないし負担部分については、経済的にみて、原告が [REDACTED] に対価なく経済的利益を移転したものであるなどと主張する。

イ しかしながら、① [REDACTED] において、共謀者間の求償権が判例上認められないことの不都合を回避するために判決共同負担契約が締結されることがあるというのは、すなわち、共謀者間の求償が認められていない [REDACTED] の下においては、判決共同負担契約が締結されない限り、各共謀者の責任割合ないし負担部分を具体的に観念することができないことの現れにほかならないといえることができる。

また、② [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

さらに、③本件各和解の結果、[redacted]が対価を支払うことなく経済的利益を得たといえるとしても、原告は、本件各和解に基づく原告自身の義務の履行として、本件各和解金を全額支払ったものであり、原告が何らかの経済的利益を[redacted]に移転したものとみることはできない（前記2(4)）。

被告の前記アの主張についても、採用することができない。

- (3) よって、本件各和解金のうち[redacted]円が[redacted]に対する寄附金に該当する旨の被告の主位的主張は、理由がない。

4. 被告の予備的主張について

- (1) 被告は、本件各和解金には本件各民事訴訟等を終結させるための解決金としての性質があり、本件各民事訴訟等が終局的に終了すること等の効果は原告のみならず[redacted]及び[redacted]にも等しく及ぶなどとした上、本件各民事訴訟等からの終局的な解放には経済的利益があり、原告の出捐により、[redacted]及び[redacted]が無償で上記経済的利益を得た一方、原告は、本件各和解金の全額を負担したものであり、上記経済的利益の対価を得ることができないから、これにより、原告は、経済的利益を対価なく[redacted]及び[redacted]に移転したものであって、このことにつき通常の経済取引として是認できる合理的理由は存在しないから、本件各和解金に相当する金額のうち原告が負担すべきではない部分（[redacted]円）については、[redacted]及び[redacted]に対する寄附金に該当する旨主張する。

- (2) しかしながら、本件各和解金の額は、本件違反行為に基づく本件各賠償等責任に係る賠償金の金額が具体化されて確定したものであり、本件違反行為によって原告自身が本件各原告団等に対して支払うべき損害賠償金の額そのものであって（前記2(3)ア）、このことは、本件各和解金は[redacted]としての性質があるとか、[redacted]という効果が原告のみならず[redacted]及び[redacted]にも及ぶ

などという事情によって何ら左右されるものではない。

そして、原告は、[REDACTED]に基づき原告が本来負うべき損害賠償責任の範囲内で、原告自身の債務として、本件各和解により損害賠償金（和解金）の支払債務を確定的に負ったものであり、原告は、本件各和解に基づく原告自身の義務の履行として、本件各和解金を全額支払ったものであって、
5 対価なく支払ったものではないことなどからすると、[REDACTED]及び[REDACTED]
[REDACTED]から対価を得ることなく、原告が本件各和解金を支払い、これにより、
本件各民事訴訟等が実質的に終局し、その効果が[REDACTED]及び[REDACTED]
10 にも及ぶとしても、原告が上記経済的利益を[REDACTED]及び[REDACTED]に移
転したとみることはできない（前記2(4)参照）。被告は、本件各和解に至る
経緯において、[REDACTED]各社が[REDACTED]損害賠償金等を支
払うべきであることを前提とする検討がされていたこと（乙A22）などか
らすれば、本件各和解金について原告が負担すべき部分は、本件各和解金の
[REDACTED]と算定するのが合理的であるなどと主張するが、上記「検討」は、
15 「[REDACTED]
[REDACTED]」などのメールの文言やその発出時期（乙A
22）からみて、本件各民事訴訟が提起された当初の頃、[REDACTED]
[REDACTED]等について述べたものにすぎない
し、そもそも、経済的利益の移転の有無や金額は、客観的な事情によって認
20 定すべきであるから、上記主張は、理由がない。

なお、[REDACTED]が本件違反行為により利益を得ていないことは被告も自認
しているところ、それにもかかわらず[REDACTED]が[REDACTED]円もの高額な解決
金を負担しなければならない理由を被告は論証できていないことに照らして
も、被告の主張は、採用することができない。

25 (3) 以上のとおり、原告が本件各和解金の全額を負担したことにより、原告が
[REDACTED]及び[REDACTED]に対して本件各和解金の金額の[REDACTED]に相当

する経済的利益をそれぞれ移転したとはいえないから、これらの金額は、
及び に対する寄附金（法人税法37条7項）に該当しない。

よって、被告の予備的主張も、理由がない。

5 本件各処分の適法性

以上によれば、本件各処分のうち、本件各和解金の一部について損金の額への算入を否定した部分は違法であり、これを前提とすると、平成30年3月期の法人税及び平成30年3月課税事業年度の地方法人税の額は、それぞれ、別表8及び別表9のとおりとなるから、平成30年3月期の法人税の更正処分については、別表8のとおり、

が取り消されるべきであり、平成30年3月課税事業年度の地方法人税の更正処分については、その全部が取り消されるべきである。

また、平成31年3月期の法人税及び平成31年3月課税事業年度の地方法人税の額は、いずれも修正申告のとおりとなるから、これらに係る各更正処分については、それぞれ、 が取り消されるべきである。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求はいずれも理由があるからこれらを認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官

篠田賢治

裁判官

高部 祐未

5

裁判官

下山 雄司

(別紙 1)

関係法令の定め

1 法人税法

- 5 (1) 法人税法 22 条 1 項は、内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする旨規定する。

また、法人税法 22 条 3 項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、
10 ①当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額（同項 1 号）、②前記①のほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額（同項 2 号）、③当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの（同項 3 号）とする旨規定する。

- 15 (2) 法人税法 37 条 1 項（令和 2 年法律第 8 号による改正前のもの。以下同じ。）は、内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨規定する。

20 また、法人税法 37 条 7 項は、前各項に規定する寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする旨規定する。

25 2 措置法

措置法 6.6 条の 4 第 1 項は、同条における法人に係る国外関連者とは、外国法人で、当該法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の 10 分の 50 以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう旨規定する。

措置法 6.6 条の 4 第 3 項は、法人が、各事業年度において支出した寄附金の額（法人税法 37 条 7 項に規定する寄附金の額をいう。）のうち当該法人に係る国外関連者に対するものは、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨規定する。

10

以 上

(別紙 2)

本件各処分の根拠及び適法性に係る被告の主張

1 主位的主張における法人税額等の根拠及び適法性

5 (1) 主位的主張における法人税額の根拠

被告の主位的主張における原告の本件各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき法人税額は、それぞれ次のとおりである。

ア 平成30年3月期

(イ) 所得金額 (別表3「平成30年3月期」⑮欄)

10

円

上記金額は、次の a の金額に b から g までの金額を加算し、h から j までの金額を減算した金額である。

a 確定申告における欠損金額 (別表3「平成30年3月期」①欄)

円

b (別表3「平成30年3月期」②欄)

円

c (別表3「平成30年3月期」③欄)

円

d (別表3「平成30年3月期」④欄)

円

20

円

円

円

円

円

円

25

[Redacted]

e. [Redacted] (別表3「平成30年3月期」⑤欄)

[Redacted] 円

f. [Redacted] (別表3「平成30年3月期」⑥欄)

[Redacted] 円

[Redacted]

(a) [Redacted] 円

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(b) [Redacted] 円

g. [Redacted] (別表3「平成30年3月期」⑦欄)

[Redacted] 円

h. [Redacted] (別表3「平成30年3月期」⑩欄)

[Redacted] 円

上記金額は、次の(a)及び(b)の合計金額であり、損金の額に算入される金額である。

(a) [Redacted] 円

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(b) [Redacted] 円

i 外国税額の損金不算入額の過大額(別表3「平成30年3月期」⑪欄)

円

J 事業税の額(別表3「平成30年3月期」⑬欄)

円

5 (イ) 所得金額に対する法人税額(別表3「平成30年3月期」⑯欄)

円

上記金額は、前記(7)の所得金額(ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)に、法人税法66条1項(平成28年法律第15号附則26条による経過措置を適用したもの)に基づき100分の23.4の税率を乗じて計算した金額である。

10 (ウ) 控除所得税額等(別表3「平成30年3月期」⑰欄)

円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

15 a 確定申告における法人税額から控除される所得税の額等

円

b 法人税額から控除される所得税の額等に新たに加算すべき金額

円

上記金額は、法人税法69条1項の規定に基づき、平成30年3月期の法人税額から控除される外国税額を再計算した結果、新たに控除額に加算すべき外国税額の控除額である。

20 (エ) 納付すべき法人税額(別表3「平成30年3月期」⑱欄)

円

25 上記金額は、前記(イ)の金額から前記(ウ)の金額を控除した金額(ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

(オ) 確定申告における所得税額等の還付金額（別表 3「平成 30 年 3 月期」
⑱欄） [redacted] 円

(カ) 納付すべき法人税額（別表 3「平成 30 年 3 月期」⑳欄）
[redacted] 円

5 上記金額は、前記(エ)の金額と前記(オ)の金額の合計金額（ただし、国税
通則法 119 条 1 項の規定に基づき 100 円未満の端数金額を切り捨て
た後の金額）である。

イ 平成 31 年 3 月期

(ア) 所得金額（別表 3「平成 31 年 3 月期」⑮欄）
[redacted] 円

上記金額は、次の a の金額に b 及び c の金額を加算し、d から f までの
金額を減算した金額である。

a 修正申告における所得金額（別表 3「平成 31 年 3 月期」①欄）
[redacted] 円

15 b [redacted]（別表 3「平成 31 年 3 月
期」⑥欄） [redacted] 円

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

20 c [redacted]（別表 3「平成 31 年 3 月期」⑧欄）
[redacted] 円

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

d [redacted] (別表3「平成31年3月期」⑩欄)

[redacted] 円

5

e [redacted] (別表3「平成31年3月期」
⑫欄)

[redacted] 円

10

f 事業税の額 (別表3「平成31年3月期」⑬欄)

[redacted] 円

15

(イ) 所得金額に対する法人税額 (別表3「平成31年3月期」⑯欄)

[redacted] 円

20

上記金額は、前記(ア)の所得金額(ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)に、法人税法66条1項(令和4年法律第71号による改正前のもの)に基づき100分の23.2の税率を乗じて計算した金額である。

(ウ) 控除所得税額等 (別表3「平成31年3月期」⑰欄)

[redacted] 円

25

上記金額は、次の a の金額に b の金額を加算した金額である。

a 修正申告における法人税額から控除される所得税の額等

円

b 法人税額から控除される所得税の額等に新たに加算すべき金額

円

上記金額は、法人税法 69 条 1 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月期の法人税額から控除される外国税額を再計算した結果、新たに控除額に加算すべき外国税額の控除額である。

(エ) 納付すべき法人税額 (別表 3 「平成 31 年 3 月期」 ⑱欄)

円

上記金額は、前記 (イ) の金額から前記 (ウ) の金額を控除した金額 (ただし、国税通則法 119 条 1 項の規定に基づき 100 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額) である。

(オ) 修正申告における所得税額等の還付金額 (別表 3 「平成 31 年 3 月期」 ⑲欄)

円

(カ) 納付すべき法人税額 (別表 3 「平成 31 年 3 月期」 ⑳欄)

円

上記金額は、前記 (エ) の金額と前記 (オ) の金額の合計金額 (ただし、国税通則法 119 条 1 項の規定に基づき 100 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額) である。

(2) 主位的主張における法人税の各更正処分の適法性

被告の主位的主張における本件各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき法人税額は、それぞれ前記(1)ア及びイのとおりであるところ、これらの金額は、いずれも、本件各事業年度の法人税の各更正処分における所得金額及び納付すべき法人税額と同額であるから、上記各更正処分は、いずれも適法である。

(3) 主位的主張における地方法人税額の根拠

被告の主位的主張における原告の本件各課税事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額は、それぞれ次のとおりである。

ア 平成30年3月課税事業年度

(7) 課税標準法人税額 (別表4「平成30年3月課税事業年度」③欄)

円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額 (前記(1)ア(i)の金額) (ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額) である。

a 確定申告における基準法人税額 (別表4「平成30年3月課税事業年度」①欄)

円

b 基準法人税額に加算される金額 (別表4「平成30年3月課税事業年度」②欄)

円

上記金額は、前記1(1)ア(i)の金額であり、平成30年3月課税事業年度の基準法人税額の増加額として加算される金額である。

(i) 納付すべき地方法人税額 (別表4「平成30年3月課税事業年度」④欄)

円

上記金額は、前記(7)の金額に、地方法人税法10条1項 (平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。) の規定に基づき100分の4.4の税率を乗じて計算した金額 (ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額) である。

(ii) 既に納付の確定した地方法人税額 (別表4「平成30年3月課税事業年度」⑤欄)

円

(エ) 差引納付すべき地方法人税額 (別表4「平成30年3月課税事業年度」⑥欄)

円

上記金額は、前記(i)の金額から前記(ii)の金額を控除した金額である。

イ 平成31年3月課税事業年度

(ア) 課税標準法人税額 (別表4「平成31年3月課税事業年度」③欄)

円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額 (前記1(1)イ(イ)の金額) (ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額) である。

a 修正申告における基準法人税額 (別表4「平成31年3月課税事業年度」①欄)

円

b 基準法人税額に加算すべき金額 (別表4「平成31年3月課税事業年度」②欄)

円

上記金額は、前記(1)イ(イ)の金額から前記aの金額を差し引いた金額であり、平成31年3月課税事業年度の基準法人税額の増加額として加算される金額である。

(イ) 納付すべき地方法人税額 (別表4「平成31年3月課税事業年度」④欄)

円

上記金額は、前記(ア)の金額に、地方法人税法10条1項の規定に基づき100分の4.4の税率を乗じて計算した金額 (ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額) である。

(ロ) 既に納付の確定した地方法人税額 (別表4「平成31年3月課税事業年度」⑤欄)

円

(ハ) 差引納付すべき地方法人税額 (別表4「平成31年3月課税事業年度」⑥欄)

円

上記金額は、前記(イ)の金額から前記(ロ)の金額を控除した金額である。

(4) 主位的主張における地方法人税の各更正処分の適法性

原告の本件各課税事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付す

べき地方法人税額は、それぞれ前記(3)ア及びイのとおりであるところ、これらの金額は、いずれも、本件各課税事業年度の地方法人税の各更正処分における課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額と同額であるから、上記各更正処分は、いずれも適法である。

5 (5) 主位的主張における法人税の過少申告加算税の各賦課決定処分の根拠

前記(2)で述べたとおり、本件各事業年度の法人税の各更正処分は適法であるところ、各更正処分により、原告が新たに納付すべき法人税の額の計算の基礎となった事実のうち、各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、国税通則法65条（令和3年法律第11号による改正前のもの。以下同じ。）4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、法人税の各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、以下に述べるとおりである。

ア 平成30年3月期に係る法人税の過少申告加算税の賦課決定処分による加算税の額（別表5「平成30年3月期」②欄） [REDACTED] 円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の合計額である。

(ア) 通常分 [REDACTED] 円

上記金額は、平成30年3月期の法人税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる法人税の合計税額 [REDACTED] 円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。なお、1万円未満の端数金額を切り捨てる前の金額は [REDACTED] 円である。）を基礎として、これに国税通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 加重分 [REDACTED] 円

上記金額は、国税通則法65条2項に基づき、前記(ア)の新たに納付すべきこととなった法人税の合計税額 [REDACTED] 円のうち同条3項2号に規定する期限内申告税額に相当する金額 [REDACTED] 円と50万円のいずれか多

い方の金額である50万円を超える部分に相当する税額 [REDACTED]
円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額）に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

イ 平成31年3月期に係る法人税の過少申告加算税の賦課決定処分による加算税の額（別表5「平成31年3月期」②欄） [REDACTED] 円

上記金額は、平成31年3月期の法人税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる法人税の合計税額 [REDACTED] 円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。

なお、1万円未満の端数金額を切り捨てる前の金額は [REDACTED]
円である。）を基礎として、これに国税通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(6) 主位的主張における法人税の過少申告加算税の各賦課決定処分の適法性

被告の主位的主張における法人税の各更正処分に係る過少申告加算税の額は、前記(5)ア及びイのとおりであるところ、これらの金額は、いずれも各賦課決定処分における過少申告加算税の額と同額であるから、本件各事業年度の法人税の過少申告加算税の各賦課決定処分は、いずれも適法である。

(7) 主位的主張における地方法人税の過少申告加算税額の根拠

前記(4)で述べたとおり、本件各課税事業年度の地方法人税の各更正処分はいずれも適法であるところ、各更正処分により、原告が新たに納付すべき地方法人税の額の計算の基礎となった事実のうち、各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

ア 平成30年3月課税事業年度に係る地方法人税の過少申告加算税の賦課決定処分による加算税の額（別表6「平成30年3月課税事業年度」②欄）

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の合計額である。

(ア) 通常分 [redacted] 円

上記金額は、平成30年3月課税事業年度の地方法人税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる地方法人税の合計税額 [redacted] 円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。なお、1万円未満の端数金額を切り捨てる前の金額は [redacted] 円である。）を基礎として、これに国税通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 加重分 [redacted] 円

上記金額は、国税通則法65条2項に基づき、前記(ア)の新たに納付すべきこととなった地方法人税の合計税額 [redacted] 円のうち同条3項2号に規定する期限内申告税額に相当する金額 [redacted] 円と50万円のいずれか多い方の金額である50万円を超える部分に相当する税額 [redacted] 万円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額。）に100分の5の割合を乗じた金額である。

イ 平成31年3月課税事業年度に係る地方法人税の加算税の賦課決定処分による加算税の額（別表6「平成31年3月課税事業年度」②欄）

[redacted] 円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の合計額である。

(ア) 通常分 [redacted] 円

上記金額は、平成31年3月課税事業年度の地方法人税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる地方法人税の合計税額 [redacted] 円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。なお、1万円未満の端数金額を切り捨てる前の金額は [redacted] 円である。）を基礎として、これに国税通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額で

ある。

(イ) 加重分

円

上記金額は、国税通則法65条2項に基づき、平成31年3月課税事業年度の地方法人税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる地方法人税の合計税額 円と原告の同課税事業年度の地方法人税の修正申告により納付すべきこととなる地方法人税 円の合計金額 円のうち国税通則法65条3項2号に規定する期限内申告税額に相当する金額 円と50万円のいずれか多い方の金額である 円を超える部分に相当する税額 円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額）に100分の5の割合を乗じた金額である。

- (8) 主位的主張における地方法人税の過少申告加算税の各賦課決定処分の適法性
被告の主位的主張における地方法人税の各更正処分に係る過少申告加算税の額は、それぞれ前記(7)ア及びイのとおりであるところ、これらの金額は、いずれも各賦課決定処分における過少申告加算税の額と同額であるから、本件各課税事業年度の地方法人税の過少申告加算税の各賦課決定処分は、いずれも適法である。

2 予備的主張における法人税額等の根拠及び適法性

(1) 予備的主張における法人税額の根拠

被告の予備的主張における原告の本件各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき法人税額は、それぞれ次のとおりである。

ア 平成30年3月期

(7) 所得金額（別表7「平成30年3月期」⑮欄）

円

上記金額は、次のaの金額にbからgまでの金額を加算し、hからjま

での金額を減算した金額である。

a 確定申告における欠損金額（別表7「平成30年3月期」①欄）

円

b (別表7「平成30年3月期」②欄)

円

c (別表7「平成30年3月期」
③欄)

円

d (別表7「平成30年3月期」④欄)

円

円
円
円
円
円
円

e (別表7「平成30年3月期」⑤欄)

円

f (別表7「平成30年3月
期」⑥欄)

円

上記金額は、次の(a)及び(b)の合計であり、損金の額に算入されない
金額である。

(a) 円

円
円
円
円

_____。

(b) _____ 円

g _____ (別表 7 「平成 3 0 年 3 月期」 ⑦ 欄)

_____ 円

h _____ (別表 7 「平成 3 0 年 3 月期」 ⑩ 欄)

_____ 円

上記金額は、次の(a)及び(b)の合計金額であり、損金の額に算入される金額である。

(a) _____ 円

(b) _____ 円

i 外国税額の損金不算入額の過大額 (別表 7 「平成 3 0 年 3 月期」 ⑪ 欄)

_____ 円

J 事業税の額 (別表 7 「平成 3 0 年 3 月期」 ⑬ 欄)

_____ 円

(イ) 所得金額に対する法人税額 (別表 7 「平成 3 0 年 3 月期」 ⑯ 欄)

_____ 円

上記金額は、前記(ア)の所得金額(ただし、国税通則法 118 条 1 項の規定に基づき 1000 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)に、法人税法 66 条 1 項(平成 28 年法律第 15 号附則 26 条による経過措置を適用したもの)に基づき 100 分の 23.4 の税率を乗じて計算した金額である。

(ウ) 控除所得税額等 (別表 7 「平成 30 年 3 月期」 ⑰欄)

円

上記金額は、次の a の金額に b の金額を加算した金額である。

a 確定申告における法人税額から控除される所得税の額等

円

b 法人税額から控除される所得税の額等に新たに加算すべき金額

円

上記金額は、法人税法 69 条 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月期の法人税額から控除される外国税額を再計算した結果、新たに控除額に加算すべき外国税額の控除額である。

(エ) 納付すべき法人税額 (別表 7 「平成 30 年 3 月期」 ⑱欄)

円

上記金額は、前記 (イ) の金額から前記 (ウ) の金額を控除した金額 (ただし、国税通則法 119 条 1 項の規定に基づき 100 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額) である。

(オ) 確定申告における所得税額等の還付金額 (別表 7 「平成 30 年 3 月期」 ⑲欄)

円

(カ) 納付すべき法人税額 (別表 7 「平成 30 年 3 月期」 ⑳欄)

円

上記金額は、前記 (エ) の金額と前記 (オ) の金額の合計金額 (ただし、国税通則法 119 条 1 項の規定に基づき 100 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額) である。

イ 平成 31 年 3 月期

(7) 所得金額 (別表 7 「平成 31 年 3 月期」 ⑮欄)

円

上記金額は、次の a の金額に b 及び c の金額を加算し、d から f までの

金額を減算した金額である。

a 修正申告における所得金額（別表7「平成31年3月期」①欄）

円

b (別表7「平成31年3月期」⑥欄)

円

c (別表7「平成31年3月期」⑧欄)

円

d (別表7「平成31年3月期」⑩欄)

円

e (別表7「平成31年3月期」⑫欄)

円

5

f 事業税の額（別表7「平成31年3月期」⑬欄）

円

上記金額は、平成30年3月期の法人税の更正処分によって増加した事業税及び地方法人特別税であり、損金の額に算入される金額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額（別表7「平成31年3月期」⑯欄）

10

円

上記金額は、前記(7)の所得金額（ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）に、法人税法66条1項（令和4年法律第71号による改正前のもの）に基づき100分の23.2の税率を乗じて計算した金額である。

15

(ウ) 控除所得税額等（別表7「平成31年3月期」⑰欄）

円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 修正申告における法人税額から控除される所得税の額等

円

20

b 法人税額から控除される所得税の額等に新たに加算すべき金額

円

上記金額は、法人税法69条1項の規定に基づき、平成31年3月期の法人税額から控除される外国税額を再計算した結果、新たに控除額に加算すべき外国税額の控除額である。

25

(エ) 納付すべき法人税額（別表7「平成31年3月期」⑱欄）

円

上記金額は、前記(イ)の金額から前記(ウ)の金額を控除した金額(ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

(オ) 修正申告における所得税額等の還付金額(別表7「平成31年3月期」
⑱欄) 円

(カ) 納付すべき法人税額(別表7「平成31年3月期」⑳欄) 円

上記金額は、前記(エ)の金額と前記(オ)の金額の合計金額(ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

(2) 予備的主張における法人税の各更正処分の適法性

被告の予備的主張における本件各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき法人税額は、それぞれ前記(1)ア及びイのとおりであるところ、これらの金額は、いずれも、本件各事業年度の法人税の各更正処分における所得金額及び納付すべき法人税額を上回ることから、各更正処分は、いずれも適法である。

(3) 予備的主張における地方法人税の各更正処分の根拠、適法性について
前記1(3)及び(4)と同じである。

(4) 予備的主張における法人税の過少申告加算税の各賦課決定処分の根拠、適法性について

前記1(5)及び(6)と同じである。

(5) 予備的主張における地方法人税の過少申告加算税の各賦課決定処分の根拠、適法性について

前記1(7)及び(8)と同じである。

以 上

(別表 1 - 1)

平成 30 年 3 月期の法人税に係る課税の経緯

(単位:円)

区 分	確 定 申 告	更 正 処 分 等	再 調 査 請 求	再 調 査 決 定	審 査 請 求	裁 決
年 月 日 等						
所 得 金 額			一部取消し	棄却	一部取消し	棄却
納付すべき法人税額						
翌期へ繰り越す欠損金額		0				
過少申告加算税の額	-					

(注) 1 「所得金額」欄の△印は、欠損金額を示す。

2 「納付すべき法人税額」欄の△印は、還付税額を示す。

(別表 1 - 2)

平成 31 年 3 月期の法人税に係る課税の経緯

(単位:円)

区 分	確 定 申 告	修 正 申 告	更 正 処 分 等	再 調 査 請 求	再 調 査 決 定	審 査 請 求	裁 決
年 月 日 等							
所 得 金 額				全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
納付すべき法人税額							
翌期へ繰り越す欠損金額			0				
過 少 申 告 加 算 税 の 額	-						

(注) 「納付すべき法人税額」欄の△印は、還付税額を示す。

5 (別表 1 - 3)

平成 30 年 3 月課税事業年度の地方法人税に係る課税の経緯

(単位:円)

区 分	確 定 申 告	更 正 処 分 等	再 調 査 請 求	再 調 査 決 定	審 査 請 求	裁 決
年 月 日 等						
課税標準法人税額			全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
納付すべき地方法人税額						
過少申告加算税の額	-					

(別表 1 - 4)

平成 31 年 3 月課税事業年度の地方法人税に係る課税の経緯

(単位:円)

区 分	確 定 申 告	修 正 申 告	更 正 処 分 等	再 調 査 請 求	再 調 査 決 定	審 査 請 求	裁 決
年 月 日 等							
課 税 標 準 法 人 税 額				全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
納 付 す べ き 地 方 法 人 税 額							
過 少 申 告 加 算 税 の 額	-						

(別表 2)

の合計金額

年度	期間	月数	金額(単位: 千円)	備考
平成13年3月期	平成12年4月 ～ 平成13年3月	12		乙A30
平成14年3月期	平成13年4月 ～ 平成14年3月	12		乙A30
平成15年3月期	平成14年4月 ～ 平成15年3月	12		乙A30
平成16年3月期	平成15年4月 ～ 平成16年3月	12		乙A30
平成17年3月期	平成16年4月 ～ 平成17年3月	12		乙A30
平成18年3月期	平成17年4月 ～ 平成18年3月	12		乙A30
平成19年3月期	平成18年4月 ～ 平成19年3月	12		乙A30
平成20年3月期	平成19年4月 ～ 平成20年3月	12		乙A30
平成21年3月期	平成20年4月 ～ 平成21年3月	12		乙A30
平成22年3月期	平成21年4月 ～ 平成22年3月	12		乙A30
平成23年3月期	平成22年4月 ～ 平成23年3月	12		乙A30
平成24年3月期	平成23年4月 ～ 平成24年3月	12		乙A30
平成25年3月期	平成24年4月 ～ 平成25年3月	12		乙A31
平成26年3月期	平成25年4月 ～ 平成26年3月	12		乙A31
平成27年3月期	平成26年4月 ～ 平成27年3月	12		乙A31
平成28年3月期	平成27年4月 ～ 平成28年3月	12		乙A31
平成29年3月期	平成28年4月 ～ 平成29年3月	12		乙A31
平成30年3月期	平成29年4月 ～ 平成29年11月	8	※	乙A31、 乙A32
合計				

(注)「※」の金額は、乙第A31号証の「2017年度12月」の「金額」欄に記載されている 円から、乙第A32号証(2枚目)の「Dec-2017」の「Total(JPY)」欄の欄外最下部に記載されている2017年12月分の の合計金額 円を差し引いた後の金額である。

(別表 3)

被告の主位的主張における所得金額及び法人税額

(単位: 円)

事業年度		平成30年3月期	平成31年3月期
項目	順号		
確定申告(修正申告)における 所得金額又は欠損金額	①		
加	②		
算	③		
項	④		
目	⑤		
	⑥		
	⑦		
欠損金の当期控除額の減少額	⑧		
小計 (② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧)	⑨		
減	⑩		
算	⑪		
項	⑫		
目	⑬		
小計 (⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬)	⑭		
所得金額 (① + ⑨ - ⑭)	⑮		
法人税額	⑯		
控除所得税額等	⑰		
差引所得に対する 法人税額 (⑯ - ⑰)	⑱		
確定申告又は修正申告における 還付金額	⑲		
納付すべき法人税額 (⑱ + ⑲)	⑳		

(注) 1 順号①の△印は、欠損金額を示す。

2 順号⑱及び㉑の金額は、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた金額である。

(別表 4)

被告の主位的主張における地方法人税額

(単位：円)

課税事業年度				平成30年 3 月 課税事業年度	平成31年 3 月 課税事業年度
項 目					
課 税 の 標 準 法 人 税 額 計 算	基 準 法 人 税 額 計 算	確定申告(修正申告) における 基準法人税額	順 号 ①		
		基準法人税額に 加算される金額	②		
	課 税 標 準 法 人 税 額 (① + ②)		③		
	納 付 す べ き 地 方 法 人 税 額		④		
既 地 に 納 付 法 の 確 定 し た 額 方 法 人 税		⑤			
差 引 納 付 す べ き 額 地 方 法 人 税 (④ - ⑤)		⑥			

(注) 1 順号③の金額は、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた金額である。

2 順号④の金額は、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた金額である。

(別表 5)

被告の主位的主張における法人税過少申告加算税額

(単位：円)

事業年度		平成 30 年 3 月 期	平成 31 年 3 月 期
項目	順 号		
過少申告加算税対象税額	①		
	②		
過 少 申 告 加 算 税 の 額	②		

(注) 順号①の金額は、国税通則法第118条3項の規定により別表3の順号②③の金額の1万円未満の端数を切り捨てた金額である。

(別表 6)

被告の主位的主張における地方法人税過少申告加算税額

(単位：円)

課税事業年度		平成 30 年 3 月 期 課 税 事 業 年 度	平成 31 年 3 月 期 課 税 事 業 年 度
項目	順 号		
過少申告加算税対象税額	①		
	②		
過 少 申 告 加 算 税 の 額	②		

(注) 順号①の金額は、国税通則法118条3項の規定により別表4の順号⑥の金額の1万円未満の端数を切り捨てた金額である。

(別表 7)

被告の予備的主張における所得金額及び法人税額

(単位: 円)

事業年度		平成30年3月期	平成31年3月期
項目	順号		
確定申告(修正申告)における 所得金額又は欠損金額	①		
加 算 項 目	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	欠損金の当期控除額の減少額		
	小 計 (② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧)		
減 算 項 目	⑩		
	外国税額の 損金不算入額の過大額		
	⑫		
	事業税の額		
	小 計 (⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬)		
	所得金額 (① + ⑨ - ⑭)		
	法人税額		
	控除所得税額等		
	差引所得に対する 法人税額 (⑮ - ⑯)		
	確定申告又は修正申告における 還付金額		
	納付すべき法人税額 (⑮ + ⑯)		

(注) 1 順号①の△印は、欠損金額を示す。

2 順号⑮及び⑯の金額は、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた金額である。

(別表 8)

争点に対する判断を踏まえた所得金額及び法人税額

		平成30年3月期	
更正処分直前における所得金額		No.	円
加算の内訳		①	
		②	
		③	
	損金の額に算入されない欠損金の額	④	
		⑤	
		⑥	
		⑦	
	損金の額に算入されない法人税、住民税等の額	⑧	
		⑨	
	所得金額に加算すべき各金額の合計金額(②から⑨までの合計)	⑩	
減算の内訳		⑪	
		⑫	
	法人税額から控除する外国税額の損金不算入額の過大額	⑬	
	事業税の損金算入額	⑭	
		⑮	
	事業税の損金算入額	⑯	
	所得金額から減算すべき各金額の合計額(⑪から⑯までの合計)	⑰	
差引増加所得金額		⑱	
所得金額合計(①+⑱)		⑲	

法人税額の計算	所得の金額に対する法人税額		㉔		
	控除税額 の計算	所得税の額	㉕		
		外国税額	更正処分直前における外国税額	㉖	
			更正における増加額	㉗	
			更正後の外国税額控除額(㉖+㉗)	㉘	
		所得税等の控除金額又は還付金額(㉕+㉘)		㉙	
	納付すべき法人税額		㉚		
	更正処分前における還付金額		㉛		
	差引増加する法人税額(㉚-㉛)		㉜		
翌期へ繰り越す欠損金額	更正処分直前における翌期へ繰り越す欠損金額		㉝		
	更正後の翌期へ繰り越す欠損金額		㉞		
	差引減少する翌期へ繰り越す欠損金額(㉞-㉝)		㉟		

(別表 9)

争点に対する判断を踏まえた地方法人税額

			平成30年3月期
計 算	課税標準法人税額の	No.	円
		更正処分直前における課税標準法人税額	①
		更正処分による増加額	②
	課税標準法人税額合計(①+②)		③
の 計 算	地 方 法 人 税 額	課税標準法人税額に対する税額	④
		外国税 更正処分直前における外国税額控除額	⑤
		額の控 更正における増減額	⑥
		除額 更正後の外国税額控除額(⑤+⑥)	⑦
	納付すべき地方法人税額(④-⑦)		⑧
		更正処分直前における納付すべき地方法人税額	⑨
		差引増加する地方法人税額(⑧-⑨)	⑩

これは正本である。

令和 7 年 9 月 1 0 日

東京地方裁判所民事第 3 部

裁判所書記官

齊 藤 裕 記

